

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市介護老人保健施設基準条例（令和2年水戸市条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び条例の例による。（文書の交付に代わる重要事項の提供方法等）

第3条 条例第9条第2項の承諾は、介護老人保健施設が同条第1項に規定する重要事項（次項において「重要事項」という。）の提供の方法及びその内容を示し、文書又は電気通信回線を通じて介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法により、入所申込者又はその家族から事前に得なければならない。

2 条例第9条第2項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法で入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成できるものとする。

(1) 介護老人保健施設が電気通信回線を通じて重要事項を送信し、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

(3) 磁気ディスク、光ディスク（水戸市情報公開条例施行規則（平成13年水戸市規則第24号）第9条第3項第3号イに規定する光ディスクをいう。）その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3 条例第9条第3項の申出は、文書又は電気通信回線を通じて介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法により行うものとする。

(入所者が選定する特別な療養室の提供に係る基準等)

第4条 条例第16条第3項第3号の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特別な療養室の定員は、1人又は2人とする事。

(2) 介護老人保健施設の特別な療養室の定員の合計数を第7条第3号の入所定員で除して得た数がおおむね100分の50を超えないこと。

(3) 特別な療養室の入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上とする事。

(4) 特別な療養室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用（以下「特別療養室提供費用」という。）の支払を入所者から受けるのにふさわしい

ものであること。

(5) 特別な療養室の提供が、入所者へ情報の提供をした上で入所者又はその家族の選択に基づいて行われるものであり、かつ、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。

(6) 特別療養室提供費用の額が条例第32条に規定する運営規程に定められていること。

2 介護老人保健施設は、特別な療養室の提供に当たり、特別療養室提供費用が次条第2項に定める費用への追加的な費用であることを入所者又はその家族に明確に説明した上で契約を締結しなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入所者から特別療養提供費用の支払を受けてはならない。

(1) 感染症等によりユニットに属する個室以外の個室（以下「従来型個室」という。）への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

(2) 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

4 条例第16条第3項第4号の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 入所者又はその家族の選定により提供する特別な食事（以下「特別な食事」という。）は、高価な材料の使用、特別な調理等により通常の食事の提供に要する費用の額を超えて必要な費用の支払を受けるのにふさわしいものであること。

(2) 特別な食事の提供に係る費用の額は、特別な食事の提供に要する費用の額から通常の食事の提供に要する費用の額を控除した額とすること。

(3) 入所者に特別な食事を提供することについて支障がないことを医師に確認した上で提供すること。

(4) 医師との連携の下に管理栄養士又は栄養士による入所者ごとの医学的及び栄養学的な管理を行うこと。

(5) 特別な食事を提供することにより特別な食事以外の食事の質を損なわないこと。

(6) 特別な食事の提供は、あらかじめ入所者又はその家族に対し十分な情報提供を行い、入所者又はその家族の自由な選択と同意に基づき、特定の日にあらかじめ特別な食事を選択できるようにすることとし、入所者又はその家族の意に反して特別な食事が提供されることのないようにすること。

(7) 入所者又はその家族への情報提供に資するために、介護老人保健施設の見やすい場所に次に掲げる事項について掲示するものとする。

ア 介護老人保健施設において毎日又はあらかじめ定められた日に、あらかじめ希望した入所者に対して、入所者又はその家族が選定する特別な食事の提供を行えること。

イ 特別な食事の内容及び料金

5 介護老人保健施設は、特別な食事の提供に当たり、特別な食事の提供に要する費用が次条第1項

に定める費用への追加的な費用であることを入所者又はその家族に明確に説明した上で契約を締結しなければならない。

(食事の提供に要する費用等)

第5条 条例第16条第3項第1号及び第4号に掲げる費用は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額（以下「食材料費等」という。）とする。

2 条例第16条第3項第2号及び第3号に掲げる費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる費用とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者が利用する療養室 室料及び光熱水費

(2) 次に掲げる者が利用する療養室 光熱水費

ア 平成17年9月30日以前から引き続き従来型個室に入所している者で、同月1日から同月30日までの間において特別療養室提供費用の支払を行っていないもの

イ 感染症等により従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

ウ 著しい精神疾患等により同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者

3 前項各号の費用の額の設定に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案しなければならない。

(1) 入所者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含む。）の額

(2) 前号の建設費用に対する公的助成の有無

(3) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な額

4 条例第16条第3項第3号又は第4号の規定による費用は、同項第1号及び第2号の費用と明確に区分して受領しなければならない。

(診療の方針)

第6条 条例第21条第5号の規則で定める療法等は、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第5に定める療法等とする。

2 条例第21条第6号の規則で定める医薬品は、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第6に定める使用医薬品とする。

(運営規程に定めるべき事項)

第7条 条例第32条の規則に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員

(4) 入所者に対する介護保険施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 苦情の処理手順及び窓口

- (7) 入退所の基準
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
(非常災害対策に関する計画に記載する事項)

第8条 条例第35条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 火災、地震その他施設の立地等から起こり得る非常災害に対処するため、夜間、停電、通信手段の途絶等の状況を踏まえた円滑かつ迅速に避難するための方策
- (2) 非常災害の発生に備えた必要な物資の量及び保管場所
- (3) 非常災害発生時の連絡体制
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(衛生管理等)

第9条 条例第36条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設の従業者は、入所者について感染症又は食中毒の発生のおそれがあると認めるときは、速やかに当該介護老人保健施設の管理者又は施設長（以下「管理者等」という。）に報告しなければならない。
 - (2) 介護老人保健施設の管理者等は、前号の規定による報告を受けたとき又は介護老人保健施設において感染症若しくは食中毒の発生のおそれがあると認めるときは、当該介護老人保健施設の医師又は看護職員と対応について協議し、従業者に対して必要な指示をしなければならない。
 - (3) 介護老人保健施設の管理者等又は医師若しくは看護職員は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者（以下「有症者等」という。）の状態に応じ、協力病院その他の医療機関への連絡等適切な措置を講じなければならない。
 - (4) 介護老人保健施設の管理者等は、感染症若しくは食中毒が発生し、又はそれらの発生のおそれがあると認めるときは、有症者等の状況及び講じた措置等について記録しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、介護老人保健施設の管理者等は、次の各号に掲げる場合は、有症者等の人数、症状、対応状況等を市長及び保健所長に速やかに報告するとともに、市長又は保健所長に指示を求めることその他の適切な措置を講じなければならない。
- (1) 同一の感染症又は食中毒による死亡者又は重篤な患者（それらによると疑われるものを含む。）が1週間以内に2名以上発生した場合
 - (2) 同一の症状を有する者の人数が10名以上又は介護老人保健施設の利用者の半数を超えた場合
- 3 前項の報告を行った介護老人保健施設は、当該報告に係る感染症又は食中毒の原因の究明のため、当該有症者等を診察する医師等との連携の上、当該有症者等の血液、便、吐物等を検体として確保するよう努めなければならない。
- (地域住民に対する説明事項)

第10条 条例第42条第1項の規則に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 介護老人保健施設の名称、提供するサービスの種類、その主たる事務所の所在地及び連絡先並びに代表者の職名及び氏名
- (2) 第7条各号に掲げる事項
- (3) 地域との連携に関する事項
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 条例第43条第2項の連絡は、介護保健施設サービスの提供により当該入所者が次の各号のいずれかに該当する事故が発生した場合に行うものとする。

- (1) 死亡した場合
 - (2) 医療機関で治療を受け、若しくは入院し、又は新たに心身に障害が加わり、若しくは介護保険の要介護度が重度になるおそれが生じた場合
 - (3) 食中毒となった場合
 - (4) 白せん、インフルエンザ等の感染症に感染した場合
 - (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項各号に規定する行為を受けた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合
- 2 条例第43条第2項の連絡のうち市長にするものについては、事故発生連絡票（別記様式）により行うものとする。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる場合にあつては、直ちに電話、ファクシミリ等により市長に連絡した後、速やかに事故発生連絡票を提出するものとする。
- 3 条例第43条第3項の規定による報告は、当該事故に対する措置の終了後、速やかに事故発生連絡票により行うものとする。ただし、当該事故に対する措置が長期にわたる場合は、進捗状況に応じて、適宜その経過を報告するものとする。

（記録の整備）

第12条 条例第45条第1項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの
 - ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの
 - イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの
 - ウ 従業者ごとの賃金、手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの
 - エ 条例第6条に規定する雇用関係等の書面
 - オ 業務に必要な資格証等の写し
- (2) 設備に関する記録として次に掲げるもの
 - ア 施設の平面図及び設備の概要
 - イ 建築物等検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定により交付され

た検査済証をいう。以下同じ。)

ウ 消防用設備等検査済証(消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の3第4項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。)

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

2 条例第45条第2項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 施設サービス計画

(2) 条例第9条第1項に規定する重要事項を記した文書

(3) 条例第9条第1項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(4) 条例第14条第4項に規定する入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて検討した内容等の記録

(5) 条例第15条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(6) 条例第19条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(7) 条例第20条第4項に規定するアセスメントの記録

(8) 条例第20条第10項に規定するモニタリングの記録

(9) 条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(10) 条例第41条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(11) 条例第43条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(入居者が選定する特別な療養室の提供に係る基準等)

第13条 条例第49条第3項第3号の規則で定める基準については、第4条第1項の規定を準用する。

この場合において、同項第2号中「第7条第3号」とあるのは「第15条第3号」と、同項第6号中「条例第32条」とあるのは「条例第54条」と読み替えるものとする。

2 第4条第2項の規定は、ユニット型介護老人保健施設における特別な療養室の提供について準用する。

3 第4条第3項の規定は、ユニット型介護老人保健施設における入居者からの特別な療養室提供費用の支払について準用する。

4 条例第49条第3項第4号の規則で定める基準については、第4条第4項の規定を準用する。

5 第4条第5項の規定は、ユニット型介護老人保健施設における特別な食事の提供について準用する。

(食事の提供に要する費用等)

第14条 条例第49条第3項第1号及び第4号に掲げる費用は、食材料費等とする。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、条例第49条第3項第2号及び第3号に掲げる費用について準用する。

3 条例第49条第3項第3号又は第4号の規定による費用は、同項第1号及び第2号の費用と明確に区分して受領しなければならない。

(運営規程に定めるべき事項)

第15条 条例第54条の施設の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護保健施設サービス内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 苦情の処理手順及び窓口
- (9) 入退居の基準
- (10) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(診療の方針)

第16条 第6条第1項の規定は、条例第57条において準用する条例第21条第5号の規則で定める療法について準用する。

2 第6条第2項の規定は、条例第57条において準用する条例第21条第6号の規則で定める医薬品について準用する。

(非常災害対策に関する計画に記載する事項)

第17条 第8条の規定は、条例第57条において準用する条例第35条第1項の規則で定める事項について準用する。

(衛生管理等)

第18条 第9条の規定は、条例第57条において準用する条例第36条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順について準用する。

(地域住民に対する説明事項)

第19条 第10条の規定は、条例第57条において準用する条例第42条第1項の規則で定める事項について

て準用する。この場合において、第10条第2号中「第7条各号」とあるのは、「第15条各号」と読み替えるものとする。

(事故発生時の対応)

第20条 第11条の規定は、ユニット型介護老人保健施設における介護保健施設サービスの提供により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

(記録の整備)

第21条 条例第57条において準用する条例第45条第1項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金、手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第6条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 設備に関する記録として次に掲げるもの

ア 施設の平面図及び設備の概要

イ 建築物等検査済証

ウ 消防用設備等検査済証

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

2 条例第57条において準用する条例第45条第2項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 施設サービス計画

(2) 条例第57条において準用する条例第9条第1項に規定する重要事項を記した文書

(3) 条例第57条において準用する条例第9条第1項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(4) 条例第57条において準用する条例第14条第4項に規定する入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて検討した内容等の記録

(5) 条例第57条において準用する条例第15条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等

の記録

- (6) 条例第57条において準用する条例第19条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (7) 条例第57条において準用する条例第20条第4項に規定するアセスメントの記録
- (8) 条例第57条において準用する条例第20条第10項に規定するモニタリングの記録
- (9) 条例第57条において準用する条例第28条の規定による市への通知に係る記録
- (10) 条例第57条において準用する条例第41条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (11) 条例第57条において準用する条例第43条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録
(ユニット型介護老人保健施設の事業に関する読替え)

第22条 条例第57条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	第32条	第54条
第30条第2項	この章	第5章第3節
第31条	第20条	第57条において準用する第20条
第31条第4号	第19条第2項	第57条において準用する第19条第2項
第31条第5号	第41条第2項	第57条において準用する第41条第2項
第31条第6号	第43条第3項	第57条において準用する第43条第3項

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第 11 条関係）

事故発生連絡票

水戸市長 様

第 1 報 年 月 日

最終報告 年 月 日

報告者

事業者の名称及び所在地 _____ Tel _____

施設の名称及び所在地 _____ Tel _____

責任者名

印 連絡先

入所者	氏名		住所						
	性別		年齢	歳	要介護度		被保険者番号		
事故の概要	発生日時		年	月	日	時	分	発生場所	
	【概要（原因・経緯等）】								
事故時の対応	治療した医療機関名					医療機関所在地			
	【治療の概要】								
【家族等への連絡状況】									

事故後の対応	【入所者や家族の現在の状況】
	【施設としての再発防止への取組】
	【損害賠償等の状況】（検討中・交渉中は、結果が分かり次第再度報告してください。）
その他連絡事項	

別記様式（第11条関係）